

委提第1号

北本市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

会議規則第14条第2項の規定により、北本市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

平成25年2月25日 提出

提出者 議会運営委員会委員長 桂 祐 司

北本市議会議長 福島 忠 夫 様

北本市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

北本市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第1条中「第100条第14項及び第15項」を「第100条第14項から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第3条第1項中「会派に対する政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第4条を次のように改める。

（経費の範囲）

第4条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加など市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費以外のものに充ててはならない。

2 政務活動費を充てることのできる経費の範囲は、別表に定めるとおりとする。

第5条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第6条の見出し中「政務調査費収支報告書」を「政務活動費収支報告書」に改め、同条第1項中「政務調査費の」を「政務活動費の」に、「政務調査費収支報告書」を「政務活動費収支報告書」に、「政務調査費に係る」を「政務活動費に係る」に改め、同条第2項中「政務調査費収支報告書」を「政務活動費収支報告書」に、「政務調査費について」を「政務活動費について」に改め、同条第3項中「政務調査費を」を「政務活動費を」に、「政務調査費収支報告書」を「政務活動費収支報告書」に改める。

第9条中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条を第10条とする。

第 8 条（見出しを含む。）中「政務調査費収支報告書等」を「政務活動費収支報告書等」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条の見出し中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「市政の調査研究に資するため必要な経費として」を「第 4 条に定める経費の範囲に基づいて」に、「命ずるものとする」を「命ずることができる」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（調査等）

第 7 条 議長は、政務活動費の適正な運用の確保に資するため、前条第 1 項の規定により政務活動費収支報告書の提出があったときは、必要に応じ、調査等を行い、その使途の透明性の確保に努めるものとする。
附則の次に次の別表を加える。

別表（第 4 条関係）

項目	内容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために要する経費又は団体等が開催する研修会に会派が参加するために要する経費
広報費	市政又は会派の活動について会派が市民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望及び意見の聴取並びに住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請又は陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う会議に要する経費及び団体等が開催する意見交換会その他の会議に会派が参加するために要する経費

資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

別記様式中「政務調査費収支報告書」を「政務活動費収支報告書」に、「北本市議会政務調査費の交付に関する条例」を「北本市議会政務活動費の交付に関する条例」に、「（政務調査費）」を「（政務活動費）」

に、

研 究 研 修 費		
調 査 旅 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
広 報 費		
広 聴 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
そ の 他 の 経 費		
合 計		

を

調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		

に改め

合	計		
---	---	--	--

る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年度においてこの条例の規定による改正前の北本市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「改正前条例」という。）の規定により交付された政務調査費は、この条例の規定による改正後の北本市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費とみなす。

3 前項の規定にかかわらず、平成24年度において改正前条例の規定により交付された政務調査費であって、この条例の施行の日までの間に使用したものがあつた場合における当該使用した政務調査費の使途基準は、なお従前の例による。